



温室効果ガス排出抑制経済 における事業運営

炭素汚染削減制度ホワイト・ペーパーの概要

温室効果ガス排出抑制経済における事業運営

炭素汚染削減制度 (Carbon Pollution Reduction Scheme)

ホワイト・ペーパー：オーストラリアの低汚染社会としての未来

オーストラリア連邦政府は、温室効果ガス削減の目標値として、2020年末までに2000年時点の温室効果ガス排出量を5%から15%の幅で削減する旨を発表しました。

政府の試算では、排出枠の発行から得られる2010-2011年度の収入を、二酸化炭素換算 (CO₂-e) 1トンあたり25豪ドルの予想価格で115億豪ドルと予測しており、収入の大部分は一般世帯、事業、高排出量かつ貿易への依存度の高い産業 (Emission Intensive & Trade Exposed, 以下EITE産業) そして多大な影響を受ける産業への様々な援助のために支出されます。

また、政府は排出枠取引価格に40豪ドルの上限を設定するとともに、炭素汚染削減制度 (以下、新制度) の開始日は2010年7月1日とすることを再確認しました。

新制度 (CPRS)、国家温暖化ガス及びエネルギー報告制度 (National Greenhouse and Energy Reporting System (NGERS))そして持続的利用可能エネルギー目標 (Renewable Energy Target)は一つの独立監視機関の基に統合されます。また、独立監視機関が創設されるまでの間、一時的な監視機関が2009年前半に設置される予定です。



リスクへの対応

炭素排出量報告

新制度の対象となる企業は、遵守のために必要なシステムの導入を迅速に行うとともに、適当な場合には、政府のイニシアティブやプログラムを利用すべきです。

ホワイト・ペーパーは企業が正確に炭素排出を測定し管理する必要性を確認しています。企業は排出量に関する記録をその正確さや網羅性という面において財務諸表の作成に適用するものと同等の高い水準で維持すべきです。

精度が高く監査済の排出量報告書のみが以下を可能とします：

- ・ 新制度の対象となる企業の判定
- ・ 登録企業による排出枠オークションへの参加および取得した排出枠の登録
- ・ 貿易への依存度の高く、かつ多大な影響を受ける産業へ提供される援助の管理
- ・ 排出枠取引活動および排出枠所有権の登録
- ・ 新制度に関連する税務事項への対応
- ・ 新制度に遵守しない企業への罰則

温室効果ガス及びエネルギー報告法（NGERS法）

NGERS法は企業の排出量測定の基盤となります。企業は、2009年8月31日までに排出量の境界値を理解し、NGERS法上の報告義務の有無を確認する必要があります。

すでに排出量を測定するための良好なシステムを有する企業もありますが、デロイトの経験では、まだ多くの企業においてNGERS法上要求される精度が高く監査が可能な排出量報告システムが整備されていません。

潜在的なリスク

正確なベースライン・データと情報の構築

炭素排出量の報告と遵守はホワイト・ペーパーでも引き続き主要な焦点となっています。NGERS法は排出量の報告制度に関する全国的に統一された枠組みを提供しています。ホワイト・ペーパーでは、事業に係わる様々なステーク・ホルダーがこのような報告義務に関する全国的に統一された枠組みの必要性に対して幅広い支持を示したとしています。従って、企業は対象となる可能性のある事業体に関して炭素排出量測定を行い、報告義務の有無を確認する必要があります。

ベースライン・データ後の継続的モニタリングと正確性

ホワイト・ペーパーは炭素排出削減目標を当初想定値より低い最低5%（最高15%）に設定しましたが、主要な関連法令の遵守に関する重要性に変わりはありません。ホワイト・ペーパーは基本的な報告と遵守に関する枠組の詳細を明らかにし、精度の高い継続的なモニタリング・プロセスが必要である事を強調しています。ホワイト・ペーパーでは排出量データの正確性と透明性が数多く言及されており、企業が炭素排出量を記録するための取組みをこれ以上先延ばしすべきでないことが強調されています。

検討すべき事項

- ・ 自社のカーボン・フットプリント（炭素の出所および排出量の把握）を行ったか？
- ・ NGERS報告の境界値に達しているか？
- ・ 排出量測定方法には信頼性があるか？
- ・ カーボン・フットプリントは検証されたか？
- ・ 炭素排出量の抑制される経済は自社の事業にどのような影響をもたらすか？

デロイトは2010年に向けた準備の支援サービスを提供します

デロイトは炭素排出量の抑制された経済への対応支援のために以下のようなサービスを提供します。

- ・ ヘルス・チェック：カーボン・フットプリントおよび相対的な炭素排出量を検証することにより炭素価格変動の事業に対する影響度分析
- ・ 報告遵守対応チェック：NGERS報告義務への対応準備をチェックし、リスク分野や対応ギャップの検出
- ・ 評価：主要活動から発生する排出量を分析し、貿易への依存度の高い産業としての認定されるか否かの判断
- ・ 検証：NGERS法に規定されたガイドラインに基づき、排出量計算の独立した立場からの検証
- ・ アドバイス：NGERS法上の責任や義務の把握

事業戦略の策定

温室効果ガス排出はコストを伴う

排出量削減目標や特定産業への援助などに関して様々な非難が依然あるものの、オーストラリアにおける温室効果ガス排出は今後実際のコストを伴うこととなります。企業の財務責任者にとっては新たに管理すべき項目が増えることになり、また企業や消費者にとっても、当該コストによる価格変動は、当初は僅かであるかもしれませんが、今後の購買活動に必ず変化をもたらします。

エキスポージャーへの対応

企業にとって、必要とされる排出枠の大部分を無償で供与される企業を含め、その新制度への対応が将来における市場での優位性を決めることとなります。新制度の影響をコントロールする、政府援助を最大限に有効利用する、あるいは潜在的に利益幅を広げられるような企業が競合他社を圧倒することとなります。

炭素価格の影響

各企業は炭素価格が収益にどのように影響を及ぼすか、つまり自社及び仕入先の排出量について理解する必要があります。

世界的な金融危機に伴い、仕入先の見直しは新たな風潮になりつつありますが、見直しの際には炭素価格リスクの評価も含むべきです。

新規投資、企業買収におけるデュー・デリジェンス、プラント建設、一般的な拡張等においても炭素価格に関するリスク或いはチャンスを検討する必要があります。特にエネルギー効率、温室効果ガス軽減費用などは事前に認識し、費用化しておくことが重要です。

企業は、炭素価格を数多くの考慮項目の一つとして、全体における相関関係、帰還関係を考慮しながら事業計画を立てるべきです。また、業界における主要な変動項目、川上・川下の市場動向などとの相関関係を良く認識し、幅広いシナリオを考慮した事業モデルに基づいてリスクとチャンス进行评估することが必要となります。

戦略的対応策の策定に際して検討すべき項目

- ・ 新制度において最良のポジションを確保するための選択肢を理解しているか？
- ・ 全ての選択肢を考慮した軽減コストの限界コストカーブの計算を行ったか？
- ・ 運転資本への影響も加味したオークション参加戦略を策定したか？または、排出枠提出義務を満たすための二次市場参加を管理するための方針はあるか？
- ・ 新制度下の炭素排出抑制は主要顧客や川上市場における仕入先などにどのような影響をもたらすか？
- ・ 新制度下において競争的優位性を有する競合他社はあるか？
- ・ 国際市場や炭素吸収林を利用して競争的優位性を得ることは可能か？

デロイトの新制度導入対応支援サービス

デロイトは以下の事項に対する新制度導入の潜在的影響、リスクおよびビジネス・チャンスに関してアドバイスを提供します：

- ・ 買収および合併
- ・ 売却
- ・ オフセットの国内および海外における購入
- ・ 新制度対象企業の運転資本管理
- ・ 排出枠オークション戦略
- ・ 先物、金融オプションおよびリアル・オプションを利用したリスクの削減
- ・ エネルギーに関わるコストと排出枠提出義務のモデリング
- ・ 費用効率の良い排出量軽減活動
- ・ 特定の選択肢の採用を促す“トリガー・ポイント”（引き金点）の把握
- ・ クリーン開発メカニズム、共同実施、などの京都議定書における柔軟性措置および京都以降のその他の柔軟措置へのアクセス
- ・ 新制度によって悪影響を受ける産業や資産に関する政府からの金融援助の受給
- ・ 川上の仕入先や川下の市場におけるリスクやチャンスの認識

会計・監査への影響の把握

会計に関して考慮すべき主要事項

収益とキャッシュフロー

- ・ 新制度下における排出枠の売買がもたらす資金繰りへの影響
- ・ 電気などのインプット費用が増加することによる収益性への影響
- ・ 会計方針の選択による収益への影響

会計方針

- ・ 正式なガイドラインが存在しない状況での会計方針の選択
- ・ 排出枠の先物売買の会計処理
- ・ 石炭火力発電所への電力業界調整制度（Electricity Sector Adjustment Scheme）他、EITE産業および過大な影響を受ける産業に提供される政府援助プログラムの会計処理

財務報告－2008年12月以降

- ・ 一トンあたり25豪ドルの炭素価格にもとづいた資産価値減損モデルの検討
- ・ 新制度導入の影響及び自社における遵守義務に関する財務報告書での開示方法
- ・ ASX（オーストラリア証券取引所）上場企業の継続的開示義務

先物契約の評価と会計処理

- ・ 排出枠の先物契約がデリバティブであるか、あるいはAASB139における自己利用の免除規定の適用を受けるかの検討
- ・ 炭素パス・スルー条項を含む契約の炭素関連部分の評価によりヘッジが無効になる可能性の検討
- ・ 新制度下の排出枠は会社法上の金融商品とされること
- ・ フォワード・カーブの構築と先物価格から炭素の市場見積もりを隔離することを検討

監査に関して考慮すべき主要事項

- ・ ホワイト・ペーパーは、新制度において高排出企業（年間当たり排出量がCO₂-eで125,000トンを超える）が年次排出量報告書を監視機関に提出する前に監査を受けなければならない旨を確認しています
- ・ 新制度の排出量報告書監査はNGERSのガイドラインに則って実施されますが、ホワイト・ペーパーは監査基準や監査人の登録等その詳細に関しては政府の外部監査コンサルテーション・ペーパーの手続き終了後に発表するとしています

- ・ NGERS法は2008年7月1日から適用となっており、対象となる企業は2009年10月31日までに排出量の報告書を提出しなければなりません
- ・ EITE産業に属する企業は、利用可能な援助を最大限活用するためにデータの正確性を確認し、境界値の分析を慎重に行う必要があります
- ・ EITE産業向け援助の申請の際には、監査対象となる排出及び財務関連データが必要となります

検討すべき事項

- ・ 炭素関連費用の収益及びキャッシュフローへの影響
- ・ 新制度での排出枠に係わる会計方針
- ・ 炭素関連費用の減損評価への影響
- ・ 新制度における金融商品としての排出枠売買に対する既存のリスク管理体制の適応度
- ・ 排出量や炭素消費にかかわるデータ収集プロセスの信頼性
- ・ 数々の支援プログラムに基づく支援受給資格の有無

デロイトの会計・監査支援サービス

デロイトは炭素排出抑制経済における影響を、御社が理解し、評価を行い、チャンスをもっと有益に利用するためのサービスを提供します：

- ・ 新制度及び自社の対応戦略が収益、キャッシュ・フロー、貸借対照表に与える影響の分析
- ・ 会計方針の選択およびアドバイス：
 - －新制度の排出枠の会計処理
 - －ヘッジ会計への影響および金融商品の評価
 - －新制度の資産の減損評価への影響
 - －導入当初の政府援助に関する会計処理
- ・ 排出量データや情報収集プロセスに関わる独立第三者評価
- ・ 新制度およびNGERS報告義務遵守に関わる準備手続きの評価および改良点に関わるアドバイス
- ・ 排出枠取引に関わるリスク管理および内部管理体制の構築

税務上の影響の把握

排出枠の税務上の取扱い

ホワイト・ペーパーでは、新制度の影響を受ける納税者全てを同等に扱うために、新制度に係わる税法規定を2009年2月後半に発表する旨が発表されています。新制度のもとで発行される排出枠の税務上の取扱いについて、ホワイト・ペーパーは以下の詳細を提供しています：

- ・ “回転残高方式 (rolling balance method) の採用。納税者は、年末に保有している排出枠全てについて取得価額又は時価のいずれかの採用を選択しなければなりません
- ・ 課税年度終了前に提出した排出枠についてのみ、その年度における損金算入が認められます
- ・ 他国制度上発行される排出枠のオーストラリアでの利用を制限なく認める。よってオーストラリア居住納税者は国際的な炭素市場に自由にアクセスする事が可能となります

次のステップ

企業は今後、新制度下での影響を十分検討・考慮しながら、業務改革や新規事業の獲得、財務業務、海外活動の拡大、主要資本支出、雇用政策等を含む企業戦略を見直す必要があります。

この際に考慮されるべき主要税務事項として以下が挙げられます：

- ・ 排出枠の提出と税務上の損金算入のタイミング
- ・ 政府の援助や補助金などの受給資格の有無
- ・ 2009年上半期に発表される新制度法案に先駆けてロビー活動を行う機会の有効利用
- ・ 気候変動対応の事業やプロセスのリストラを含む事業戦略策定に関わる税務事項の十分な検討
- ・ 新制度不遵守の事業への影響
- ・ 試験研究に関わる税務上の優遇措置の有効利用
- ・ 気候変動対応措置の税務上の取扱いがもたらすコストやキャッシュ・フローへの影響
- ・ 排出枠の回転残高勘定への排出枠の取得や提出の記録方法
- ・ オーストラリアの新制度と他国の際炭素市場とのリンクをどう有効利用するか

デロイトは気候変動に関わる税務支援サービスを提供します

デロイトは、炭素排出量の抑制される社会において以下を含む税務事項の影響を理解、評価し、またビジネス・チャンスを探すお手伝いをします：

- ・ 新制度またはその他の気候変動対応措置として導入される税法
- ・ 気候変動に関わる政府援助金、インセンティブ、税額控除、そして試験研究に関わる税務上の優遇措置
- ・ 消費税、印紙税、関税を含む間接税
- ・ 従業員のインセンティブ、トレーニング、海外駐在等に関わる雇用関連税務
- ・ 国内における新しい業務プロセス、棚卸資産や仕入れに関わるチェンジ・マネジメント、事業、工場または事務所ビルの買収および売却に関わる税務
- ・ 海外における投資、軽減活動、国際的生産プロセスの見直し、移転価格事項
- ・ 資金調達ストラクチャー、排出枠、国内および海外におけるデリバティブ取引業務、資本管理



この冊子に関するお問合せは以下のデロイト 担当者までご連絡下さい。



Jon Stanford

Partner - Economics

Tel: +61 (0) 3 9208 7685
Mob: +61 (0) 412 867 755
e-mail: jstanford@deloitte.com.au



Chris Wilson

Partner - Consulting

Tel: +61 (0) 2 9322 7166
Mob: +61 (0) 410 615 436
e-mail: chrwilson@deloitte.com.au



Rod Marsh

Director - Economics

Tel: +61 (0) 3 9208 7685
Mob: +61 (0) 410 611 433
e-mail: rodmarsh@deloitte.com.au



Robert Southern

Partner - Economics

Tel: +61 (0) 3 9208 6584
Mob: +61 (0) 414 786 826
e-mail: rsouthern@deloitte.com.au



Chris Leach

Partner - Tax Services

Tel: +61 (0) 2 9322 7109
Mob: +61 (0) 414 182 094
e-mail: chleach@deloitte.com.au



Janet Lewell

Partner - Risk Services

Tel: +61 (0) 3 9208 7318
Mob: +61 (0) 410 443 169
e-mail: jewell@deloitte.com.au



Fiona Cahill

Partner - Tax Services

Tel: +61 (0) 8 3965 7313
Mob: +61 (0) 414 450 831
e-mail: fcahill@deloitte.com.au



Anne-Marie Davies

Manager - Economics

Tel: +61 (0) 7 3308 7360
e-mail: ADavies@deloitte.com.au

各州での日本語でのお問合せは：

- シドニー **中村 正明** (+61 (0)2 9322 7760, mnakamura@deloitte.com.au)
カーンズ 裕子 (+61 (0)2 9322 7765, ykearns@deloitte.com.au)
メルボルン **筒井 伸次** (+61 (0)3 9208 7278, stsutsui@deloitte.com.au)
パース **竹中 真一** (+61 (0)8 9365 7370, stakenaka@deloitte.com.au)
ブリズベン **水島 芳子** (+61 (0)7 3308 7090, ymizushima@deloitte.com.au)

Contact us

Deloitte
Grosvenor Place
225 George Street
Sydney, New South Wales
Australia

Tel: +61 (0) 2 9322 7000

Fax: +61 (0) 2 9322 7001

www.deloitte.com.au

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

© Deloitte Touche Tohmatsu Ltd, January 2009. All rights reserved.

This publication is provided as general information only and does not consider your specific objectives, situation or needs. You should not rely on the information in this publication or disclose it or refer to it in any document. We accept no duty of care or liability to you or anyone else regarding this publication and we are not responsible to you or anyone else for any loss suffered in connection with the use of this publication or any of its content.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/au/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in 140 countries, Deloitte brings world class capabilities and deep local expertise to help clients succeed wherever they operate. Deloitte's 150,000 professionals are committed to becoming the standard of excellence.

Deloitte's professionals are unified by a collaborative culture that fosters integrity, outstanding value to markets and clients, commitment to each other, and strength from diversity. They enjoy an environment of continuous learning, challenging experiences, and enriching career opportunities. Deloitte's professionals are dedicated to strengthening corporate responsibility, building public trust, and making a positive impact in their communities.

AM_Per_01/09_037166